

東北学院大学体育会活動における安全・安心マニュアル

1. 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、本学における体育会活動の安全を確保するために、「平常時の対応」、「事故発生時の対応」及び「事故発生後の対応」に必要な事項を記載したものである。

2. 適用範囲

本マニュアルは、本学の体育会に所属する全ての部に適用する。また、本マニュアルは、これら体育会に所属する全ての者に活用されることを想定している。

3. 体制

体育会活動の安全確保に万全を期すために、本学に以下の者を置く。

a. 体育会リスク管理責任者

体育会のリスク管理全般に責任を有する者として体育会リスク管理責任者を置く。本学の学生部長をリスク管理責任者とする。

b. 体育会事故対応責任者

体育会各部体育会各部の活動中に発生した事故に対応するための責任者として体育会事故対応責任者を置く。体育会各部の部長及び副部長を体育会事故対応責任者とする。

c. 体育会事故対応担当者

体育会各部体育会各部に、体育会各部体育会各部の活動中に事故が発生した際に体育会事故対応責任者の指示を受けて適切な事故対応を行う体育会事故対応担当者を置く。体育会各部の監督及びコーチを体育会事故対応担当者とする。

4. 心構え

体育会学生を始め体育会活動に関わる全ての者は、体育会活動が安全に遂行されるよう日頃から必要な事前の対応を施すとともに、万一事故が発生した場合、冷静かつ迅速に対応し、事故の影響を最小限に留めるよう務め、再発防止に万全を期すものとする。

5. 平常時の対応

事前の事故予防活動として以下の対応を実施する。

a. リスクの洗出し

- i. 体育会リスク管理責任者は、毎年1回、体育会活動中に発生する可能性のある事故とそれらの顕在化を防ぐための確認事項等を取りまとめた別紙1「事故のリスク一覧」の内容を実状に合わせて適宜更新する。

b. 施設等の点検・改善

- i. 体育会リスク管理責任者は、毎年1回、学生課及び施設課と連携し、別紙2「施設安全のチェックシート」を用いて施設、設備、用具を点検し、改善の必要な施設等を特定する。

c. 施設等の改善要望への対応

- i. 体育会の学生や指導者は、施設・設備・用具の破損、危険性を発見した場合には、別紙3「業務依頼書（施設の補修申請書）」を用いてその状況を体育会リスク管理責任者に報告し、改善要望を行う。
 - ii. 体育会リスク管理責任者は、前項により受領した「業務依頼書（施設の補修申請書）」をとりまとめて施設課に報告の上、想定されるリスクに応じた対応の優先順位付け（又は施設・設備・用具の使用禁止の判断）についての検討を依頼する。なお、緊急を要する場合には、速やかに施設課に報告し、その対応を依頼する。
- d. 保険加入の推奨
- i. 体育会リスク管理責任者は、毎年5月に、体育会各部の学生及び指導者の保険加入状況（加入の有無及び加入保険の補償範囲）を確認するとともに、別紙4「保険加入の推奨について」を用いて、体育会に必要な保険への加入を推奨する。
- e. 研修の実施
- i. 体育会リスク管理責任者は、毎年、一般社団法人大学スポーツ協会（以下、「UNIVAS」という。）が開催する安全管理に関するセミナーのアーカイブ動画視聴会を学内で実施する（対象者の利便性を考慮し、同一内容の視聴会を3回程度行う。）。
 - ii. 体育会リスク管理責任者は、動画視聴会にて、別紙1「事故のリスク一覧」を用いて、体育会活動中に発生し得る事故の内容と、それらの事故の発生を防ぐためのチェックポイントを参加者と共に検討、確認し、参加者の安全管理意識の向上を図る。
 - iii. 体育会各部の監督及びコーチ（体育会事故対応担当者）並びに部長及び副部長（体育会事故対応責任者）は、毎年、前項の動画視聴会の何れかに参加しなければならない。
 - iv. 体育会リスク管理責任者は、第1項の動画視聴会に参加した者の一覧を作成し、保管する。
 - v. 特段の事由により、全ての動画視聴会に参加できない対象者がいた場合には、体育会リスク管理責任者は、別途動画視聴会を開催するなどし、当該対象者が動画視聴できるよう取り計らう。
- f. 事故情報・事故事例の共有
- i. 体育会リスク管理責任者は、毎年4月に、前年度において各体育会各部の活動中に発生した事故の情報と、可能な範囲で競技団体から収集した事故の情報の一覧を取りまとめ、体育会各部の体育会事故対応責任者及び体育会事故対応担当者、並びに学生健康支援課、施設課に共有する。
 - ii. 体育会事故対応担当者は、各部にてミーティングを行い、前項により共有された一覧を用いて全部員の安全管理意識の向上を図る。

6. 事故発生後の初動対応

体育会の活動中に怪我人が発生した場合、体育会事故対応責任者及び体育会事故対応担当者を中心となり（体育会事故対応責任者及び体育会事故対応担当者が、怪我人が発生した現場にいない場合には、現場にいる者で協力して）、怪我のレベルに応じて以下の初動対応を行う。

a. 怪我のレベルに応じた初動対応の実施

怪我人発生

怪我人の状態確認
(怪我人の状態確認は、最悪を想定したうえで対応を行う。)

| レベル1 | レベル2 | レベル3 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・歩行可能・擦り傷や捻挫など・意識もしっかりしている | <ul style="list-style-type: none">・歩けない・骨折の疑い・頭、首を受傷した | <ul style="list-style-type: none">・普段通りの呼吸なし・意識・反応がない・手足が動かない・大量出血 |
| 応急手当 | 手当・処置 | 119番通報 |
| 競技復帰が可能かの判断 | 病院連絡・準備 | 緊急手当て (AED, 止血等) |
| | 関係者への報告 | 関係者への報告 |

救急車を呼んだ時に必要な要員と役割！

- ・負傷者に対応する人 (5~6人)
- ・AED、救護資機材を持ってくる人 (1~2人)
- ・記録係 (時系列、情報を紙にまとめる人) (2人)
- ・警備員に連絡し救急車を誘導する人 (1~2人)
- ・学内の職員、教員に連絡する人 (1~2人)

b. 事故情報の報告

- i. 体育会事故対応責任者及び体育会事故対応担当者 (体育会事故対応責任者及び体育会事故対応担当者がいない場合には、怪我人が発生した現場にいる者) は、レベル2、3と判断した場合には、怪我人の身体の安全確保 (手当・処置、119番通報、病院連絡・準備、緊急手当て) を行い、速やかに体育会リスク管理責任者に状況を報告する。
- ii. 前項の報告を受けた体育会リスク管理責任者は、体育会事故対応責任者及び体育会事故対応担当者と協力して事故対応を行う。
- iii. 体育会リスク管理責任者は、必要に応じて事故対応状況を学生課および施設課と共有する。
- iv. 体育会リスク管理責任者は、事故の報告として提出された別紙5「負傷発生報告書」を適切に保管する。

【重要連絡先一覧】 部内連絡先は各部で記入ください。

| 種別 | 連絡先 | 名前 | 電話番号 |
|-----------|-----------------------|---------------|-------------------------|
| 部内 連絡先 | 部長 (体育会事故対応責任者) | | |
| | 副部長 (体育会事故対応責任者) | | |
| | 監督 (体育会事故対応担当者) | | |
| | コーチ (体育会事故対応担当者) | | |
| | コーチ (体育会事故対応担当者) | | |
| | トレーナー | | |
| | トレーナー | | |
| 学内 連絡先 | 学生部長 (体育会リスク管理責任者) | 高橋 信二 (教授) | 022-264-6309 (学生部長室) |
| | 保健室 (土樋) | 土樋キャンパス保健室 | 022-264-6414 |
| | 学生課 (土樋) | 土樋キャンパス学生課 | 022-264-6471 |
| | 警備員室 (土樋) | 土樋キャンパス正門警備員室 | 022-264-6436 |
| | 保健室 (五橋) | 五橋キャンパス保健室 | 022-354-8238 |
| | 学生課 (五橋) | 五橋キャンパス学生課 | 022-354-8220 |
| | 事務室 (泉) | 泉キャンパス体育事務室 | 022-375-1191 |
| | 警備員室 (泉) | 泉キャンパス正門警備員室 | 022-375-1155 |

●救急相談センター #7119 または022-706-7119
(救急車を呼ぶべきか迷ったりしたときに相談する公的な相談窓口)

※各キャンパス近隣の病院については、別紙「各キャンパス周辺医療機関情報」を参考にしてください。また、各部で連携している病院があれば、そちらの病院を受診してください。

7. 初動対応後の対応

発生した事故への初動対応が完了した後に、以下の対応を実施する。

- a. 怪我の報告・学生教育研究災害傷害保険の適用・原因究明・再発防止
 - i. 怪我をした本人は、怪我の報告及び学生教育研究災害傷害保険の適用可否の確認のため、別紙5「負傷発生報告書」を体育会リスク管理責任者に提出する。
 - ii. 項目6aに示すレベル2及び3の事故に該当する場合は、別紙5「負傷発生報告書」に加え、事故が発生した原因を特定、再発させないための防止策を体育会事故対応責任者及び体育会事故対応担当者とともに検討し、その結果を別紙6「再発防止策検討シート（別紙5裏面）」にとりまとめ、体育会リスク管理責任者に提出する。
 - iii. 前項のシートを受領した体育会リスク管理責任者は、その内容を確認し、記載漏れなどがある場合には再提出を求め、記載内容が適切と判断した場合には、その旨を体育会事故対応責任者に回答し、再発防止の徹底を指示する。
 - iv. 前項の回答を受領した体育会事故対応責任者は、体育会部員に再発防止策を周知し、その徹底を指示する。
 - v. 体育会リスク管理責任者は、事故の発生原因が施設に起因するものであった場合には、別紙3「業務依頼書（施設の補修申請書）」を作成し、施設課に提出する。

8. ハラスメントの防止

ハラスメントの防止活動として以下の対応を実施する。

- a. ハラスメント研修の実施
 - i. 体育会リスク管理責任者は、毎年、UNIVASが開催する、ハラスメントに関するコンプライアンス研修のアーカイブ動画視聴会を学内で実施する（対象者の利便性を考慮し、同一内容の視聴会を3回程度行う）。
 - ii. 体育会各部の監督及びコーチ（体育会事故対応担当者）、部長および副部長（体育会事故対応責任者）、並びに主将、副主将、主務及びマネージャーは、毎年、前項の動画視聴会の何れかに参加しなければならない。
 - iii. 体育会リスク管理責任者は、第1項の動画視聴会に参加した者の一覧を作成し、保管する。
 - iv. 特段の事由により、全ての動画視聴会に参加できない対象者がいた場合には、体育会リスク管理責任者は、別途動画視聴会を開催するなどし、当該対象者が動画視聴できるよう取り計らう。
- b. ハラスメントに関する相談窓口の周知

体育会リスク管理責任者は、前項の動画視聴会において、学内に設置されたハラスメントに関する相談窓口（「東北学院大学ハラスメント対策ガイドライン 相談専用窓口」）を周知する。また、学外に設置された相談窓口として、別紙7「UNIVAS相談窓口のご案内」を用いてUNIVAS相談窓口を紹介する。

9. 本マニュアルの閲覧環境の整備

体育会リスク管理責任者は、体育会に所属する指導者及び学生を始めとする体育会活動に関わる全ての者が本マニュアルをいつでも閲覧できるよう、本学のポータルサイト上に本マニュアルの最新版を掲載する。

10. 本マニュアルの改廃

本マニュアルの改廃は、体育会リスク管理責任者の決裁をもって行う。

(以上)

制定・改廃履歴

2025年3月1日制定